発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年４月25日
【発行者の名称】	アップコン株式会社 (UPCON CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松藤　展和
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号KSP東棟611
【電話番号】	044-820-8120(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部本部長　和田　進一
【担当J-Adviserの名称】	エイチ・エス証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小林　昇太郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.hs-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	アップコン株式会社 https://www.upcon.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。 TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。 J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期	第18期	第19期
決算年月		2020年１月	2021年１月	2022年１月
売上高	（千円）	620,144	914,358	673,439
経常利益	（千円）	32,633	250,597	53,431
当期純利益	（千円）	22,625	181,040	37,551
純資産額	（千円）	806,905	981,449	1,003,407
総資産額	（千円）	872,274	1,185,674	1,047,159
１株当たり純資産額	（円）	620.98	755.30	772.21
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	5 (―)	12 (―)	5 (―)
１株当たり当期純利益金額	（円）	17.41	139.32	28.90
潜在株式調整後１株当たり 当期純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	92.5	82.7	95.8
自己資本利益率	（%）	2.8	20.2	3.8
株価収益率	（倍）	―	―	33.74
配当性向	（%）	28.7	8.6	17.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	78,480	360,200	△170,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△10,430	△102,494	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△13,982	△6,991	△15,592
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	604,956	855,670	519,295
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	（人）	39 (―)	44 (―)	44 (―)

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
３．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
４．第17期及び第18期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
５．株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第18期の財務諸表はみおぎ監査法人による監査を受けておりますが、第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第19期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、みおぎ監査法人による監査を受けております。
６．従業員数は就業人員であります。

２ 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2003年６月	土木工事業及び建築工事業として、アップコン有限会社を神奈川県川崎市高津区末長に資本金300万円で設立。
2004年２月	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号かながわサイエンスパークへ移転。 アップコン株式会社に組織変更し、資本金1,000万円に増資
2005年11月	ISO9001の認証取得を受ける。
2006年２月	資本金2,000万円に増資
2007年４月	資本金3,000万円に増資
2008年７月	ISO14001の認証取得を受ける。
2008年９月	資本金3,500万円に増資
2010年１月	資本金3,800万円に増資
2013年３月	「地盤改良方法」特許取得(特許第5227085号)
2015年10月	「土壌改良方法および緑化方法」特許取得(特許第5813969号)
2017年２月	資本金4,300万円に増資
2017年５月	ISO27001の認証取得を受ける。
2018年３月	「沈下した地盤上のコンクリート版を修正する方法」特許取得(特許第6302611号)
2018年５月	「空洞充填によるトンネルの補修方法」特許取得(特許第6337375号)
2018年12月	「沈下した地盤上のコンクリート版の傾きを修正する方法」特許取得(特許第6456556号)
2019年１月	「港湾の地盤を改良する方法」特許取得(特許第6470886号)
2019年６月	「布基礎の不等沈下を修正する方法」特許取得(特許第6543476号)
2021年１月	「路面の不具合による車両の交通障害を応急的に解消させる方法」特許取得(特許第6811524号)
2021年７月	㈱東京証券取引所 TOKYO PRO Market市場へ上場

３ 【事業の内容】

当社は、「健康第一・安全第一・家庭第一」という基本理念のもと、スピードと環境を重視した経営を行い、社会貢献度の高い研究開発型企業となることを経営方針としています。工場・倉庫・店舗や、一般の住宅などの建物において、地盤の不同沈下(注１)を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙を完全ノンフロン(注２)のウレタン樹脂、及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

従来、コンクリート床の沈下修正時には、既設のコンクリートを取り壊し、新たなコンクリート床を打設するコンクリート打替え工法などが用いられてきましたが、アップコン工法では、既設のコンクリート床を破壊するなど、大規模な解体工事が不要であり、また、機械や荷物の撤去・移動・引っ越し作業も必要としないことから、操業を止めることなく短期間でコンクリート床の傾きを修正することを可能としております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、主に公共工事として、道路や空港に生じた段差の修正や空隙充填なども行っております。

また、当社では新たな事業展開推進のため、多数のプロジェクトを進行させ、常に発泡ウレタンの新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には、産官学連携で共同開発した、工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

軟弱地盤の多いわが国において、ウレタン樹脂を使用した沈下修正工事を行うことで、暮らしやすい社会を築くとともに、大量生産、大量消費を特徴としてきたこれまでの「フロー型社会」から、住宅や、橋・道路などの社会インフラを長持ちさせることによって、持続可能で豊かな社会を実現する「ストック型社会」の形成に貢献するために社会貢献度の高い研究・開発企業を目指しております。

当社は、硬質発泡ウレタン樹脂(注３)の新規応用分野への研究開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を開拓していくサイクルを目指す研究開発型企業を目指しております。

(注)

１ 構造物に生ずる沈下量のうち、対象とする領域の最大沈下量と最小沈下量との差を不同沈下もしくは、不等沈下という。

２ 日本工業規格(JIS)Ａ9526：2015にオゾン破壊係数(ODP)が０、かつ、地球温暖化係数(GWP)が50未満である発泡剤ハイドロフルオロオレフィン(HFO)を使用した処方技術でハイドロフルオロオレフィン(HFO)はフロンには該当しない。

３ Ａ液(ポリオール)とＢ液(ポリイソシアネート)の２液により、短時間で液体→クリーム状態→ゲル状態→固体と化学反応により状態を変えながら形成される樹脂。

アップコンのビジネスモデル

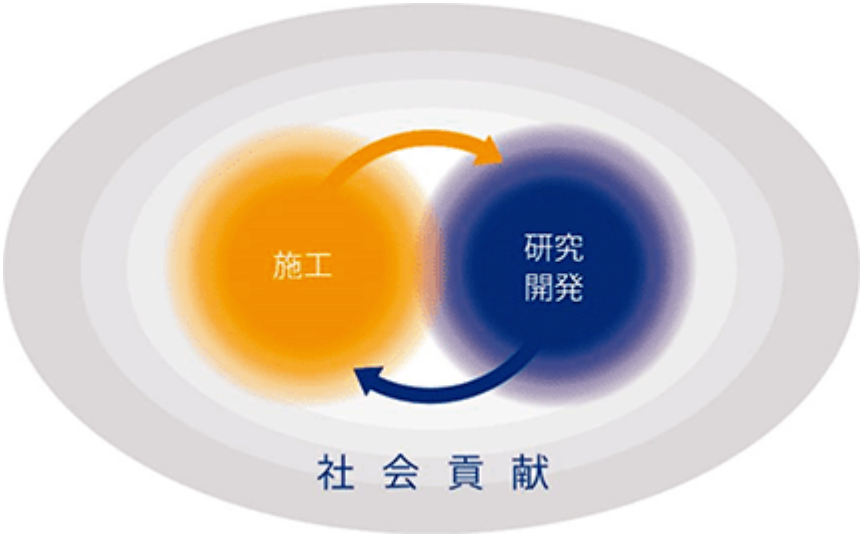

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はいたしませんが、以下に施工対象別に「民間事業」と「公共事業」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

1．具体的ビジネス

(1) 民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

① 工場・倉庫・店舗

工場床下に空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

② 住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に居住したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

③ その他

施工に先立っての調査、マンションのエントランス及び事務所等の沈下修正工事が含まれます。

(2) 公共事業

わが国の農業用水路、道路、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法の応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

① 農業用水路・導水路トンネルウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路などの突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

② 道路・橋梁部踏み掛け版等の空隙充填工事・空港エプロンや滑走路及び港湾

高速道路などで近年多用されているコンクリート舗装版に発生した変状(段差・バタつき・橋梁部の踏み掛け版下に発生した空隙・空洞)などを、高強度ウレタン樹脂を使用し、短工期で修正することにより早期規制開放を可能とした工事です。変状の修正だけでなく、表層路盤のゆるみも解消し、補修は何度でも繰り返し行えます。地震や地盤沈下によって空港エプロンに生じた段差、地盤沈下によって発生した段差で水勾配が取れなくなってしまった港湾の補修を行います。

③ その他

公共施設や防衛省自衛隊施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きなど、ウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。

［事業系統図］

事業系統図(民間事業)

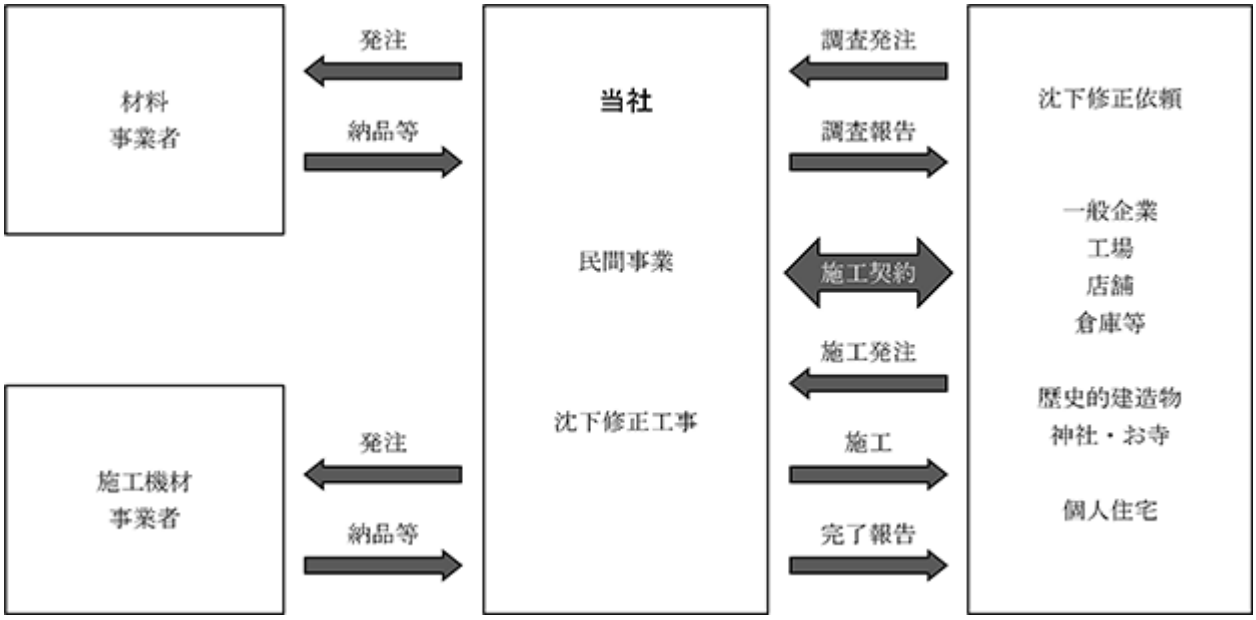

事業系統図(公共事業)

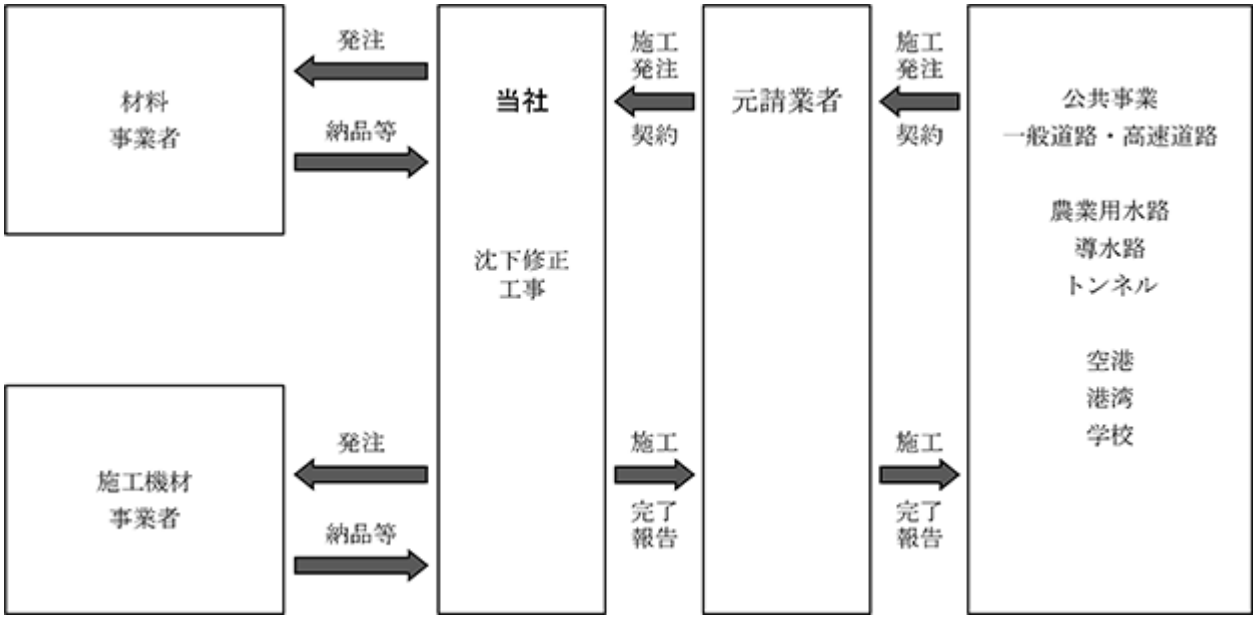

２．工法について

(1) アップコン工法(コンクリート床スラブ(注)沈下修正工法)

沈下・段差・傾き・空隙などが生じた既設コンクリート床に、１ｍ間隔で直径16㎜の小さな穴を開け、ウレタン樹脂を注入します。ウレタン樹脂は、短時間で発泡し、その圧力でコンクリート床を床下から押し上げて傾きや段差などを修正します。

ウレタン樹脂の注入は、既設コンクリート床の高さを計測機器で常時ミリ単位で監視しながら行い、樹脂の最終強度は約60分で発現します。床下に空隙が発生している場合、同じ方法でウレタンを注入、ウレタン自らが発泡する特性によって、狭い隙間でも入り込み空隙を充填することが可能です。

(注)　コンクリート床スラブとは、鉄筋コンクリート造(RC造)のコンクリート床、を意味する言葉。

［施工イメージ図］

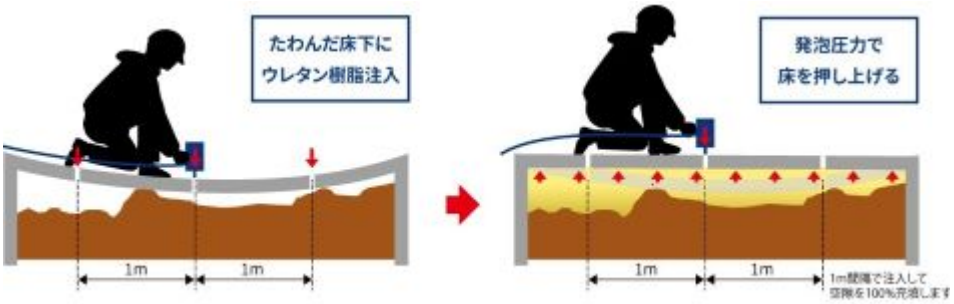

アップコン工法の特長

■従来工法(コンクリート打替え)と比較して工期１/10

■業務・操業を止めずに施工が可能

■環境に安全なノンフロンウレタン樹脂を使用

■自社の技術社員が行う信頼性と精度が高い施工

■施工機材一式がコンパクト(少ないスペースで施工が可能)



環境に安全な完全ノンフロンウレタン樹脂を用途別に開発し使用している



精度の高い技術により、ミリ単位で常時レベル確認をしながら施工をおこなう



技術と資格を持った自社スタッフで安心対応



施工プラント車に資機材一式を搭載したコンパクトな施工パッケージ。日本全国調査・施工対応

(2) 農水用水路トンネル機能回復加圧式ウレタン充填工法

(Functional Restoration Technologies for Agricultural Ditch Tunnels：以下、「FRT工法」)

「FRT工法」とは、日本全国の農業用水路・導水路など、老朽化によりトンネルの履工背面に生じた空隙を硬質発泡ウレタンで埋める補修工事によって、トンネルの崩壊を防ぎ、壊さずに延命化を図ることを目的としております。

① FRT工法開発の経緯

高度成長期に整備された農業用水路トンネルでは、覆工背面に空洞が発生したり、空洞が原因でトンネルの側面にひび割れが生じるなど、その多くが老朽化の危機を迎えております。これらインフラ施設の老朽化対策として、当社、アキレス株式会社、岡三リビック株式会社、株式会社ジオデザインの４社で研究会を立上げ、島根大学、石川県立大学の協力のもと、農林水産省の2010年度～2012年度の官民連携新技術研究開発事業を活用し、従来の改修工事に拠らずにトンネルが有する本来の機能を回復する「FRT工法」を開発し、2016年１月期事業化に成功しております。

農水路のトンネルの施工が可能であるのは、農水路の水が止まる期間(11月から２月)のみとなっております。従来の方法では、施工にあたって規模が大きい設備を必要としていたことから、電気設備を引くだけで２週間程度(設置―撤去に約１か月)かかってしまい、施工に時間をかけることができませんでしたが、当社が使用するコンパクトなウレタン注入機を用いることで、大掛かりな設備が不要となり、施工までの準備期間が大幅に短縮されております。

② 施工の概要

トンネルはアーチ状で全方向から一定の同じ力がかかっていないと崩れてしまう構造(アーチアクション)となっておりますが、当該工法は、地盤が緩んで発生した空洞を充填し、なおかつ、上部から圧力を加えてトンネルの形状をもとに戻す(機能を回復させる)ことを目的としております。

	FRT工法の概要
空洞充填工	地山の安定や覆工の偏荷重を防止するため、覆工コンクリートと地山の間に発生した空洞に空洞充填用発泡ウレタン(SK-02C)を注入充填する。 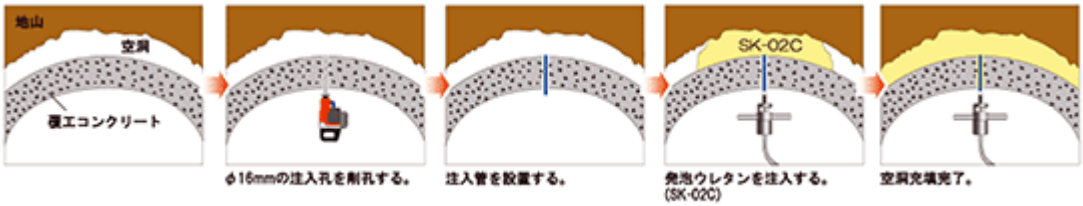
加圧式裏込注入工	空洞充填用発泡ウレタン(SK-01A)を注入充填した後、加圧注入用発泡ウレタン(SK-01B)を注入し、周辺土圧を均等化することで、覆工コンクリートに生じたクラックの原因である引張応力を減少させる。 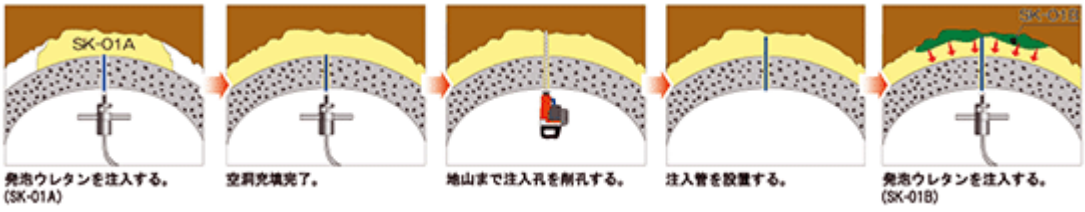

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年１月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44	34.5	6.4	6,105

(注) １．従業員数は就業人員数であります。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度(2021年２月１日～2022年１月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数が緊急事態宣言やワクチン接種による効果で10月には激減し、経済回復の期待も高まりました。しかしながら、年明け以降は変異株による感染の再拡大に伴い、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界においては、2020年12月の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」閣議決定を受けて実施されている官公庁工事のほか、民間工事においても、前事業年度の落ち込みから一転、ゼネコン始め多くの建設会社で受注が増加しました。一方で、人手不足による労務費や原油高及び建材費の上昇などコストアップによる採算悪化を懸念する状況となっております。

このような状況下、当社では2021年７月21日にTOKYO PRO Marketへ上場し、積極的なPR活動や営業力のさらなる強化及び無料調査キャンペーンの継続的な取り組みにより受注拡大につとめました。民間工事は、大型工事の受注等により、前年実績を上回った一方、公共工事は前年ほどの大型受注や、自然災害による緊急工事もなかったことに加え、完成が翌期にすれ込んだ工事もあり、前年実績に届かず、全体として伸び悩む結果となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は673,439千円(前年同期比26.3％減)、営業利益55,251千円(前年同期比76.5％減)、経常利益53,431千円(前円同期比78.7％減)、当期純利益37,551千円(前年同期比79.3％減)となりました。

なお、当社の事業セグメントは沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、519,295千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における営業キャッシュ・フローは170,782千円の支出(前事業年度は360,200千円の収入)となりました。

主な要因は、税引前当期純利益53,716千円、未収還付消費税等の増加15,872千円、未払費用の減少53,977千円、未払消費税等の減少42,826千円、法人税等の支払額119,709千円等が生じたことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における投資活動キャッシュ・フローは150,000千円の支出(前年同期は102,494千円の支出)となりました。

これは、有価証券の取得による支出250,000千円、定期預金の払戻による収入100,000千円が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における財務活動キャッシュ・フローは15,592千円の支出(前年同期は6,991千円の支出)となりました。

これは、配当金の支払額15,592千円が生じたことによります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の工法は受注から完工まで短期間で施工を行う工法であり、受注状況に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

施工対象	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日)		当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日)		前年同期比 (%)
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
民間事業	402,708	44.0	514,761	76.4	127.8
公共事業	511,650	56.0	158,678	23.6	31.0
合計	914,358	100.0	673,439	100.0	73.7

(注) １．上記金額には消費税等は含まれておりません。
２．当社は、沈下修正事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
３．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日)		当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
東亜道路工業㈱	270,000	29.5	―	―
クレハ錦建設㈱	―	―	91,841	13.6

(注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2.前事業年度及び当事業年度における販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満である相手先の販売実績は記載を省略しております。

３ 【対処すべき課題】

当社は、中長期的な成長と事業のリスク分散の観点から、以下の課題について取り組む必要があると考えております。

① 人材の確保及び育成

新しい技術及び新しい工法を継続的に研究開発していくには優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、特殊ウレタンを使用した工法のため、技術者、開発者及び営業メンバーの育成が必要であると考えております。当社の中期経営計画では毎年新入社員を３名以上、採用する計画であります。

② 収益基盤の拡充及び強化

当社は、沈下修正分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つと考えております。中長期的な視点で研究開発を進め事業として構築し新しいマーケットを創出していくことが経営課題と考えております。

③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化、内部統制システムの整備により強化を図り、管理部門の増員を実施し、各取締役を管掌役とした新組織体制の構築を図ってまいります。

④ ブランディングの強化及び知名度の向上

当社の今後の成長のためには、当社の社名でもある「アップコン工法」のブランド力や知名度をアップさせる事が重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規諸外国への進出を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、宣伝活動に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業に関するリスク

① 法的規制に関するリスク

当社は、建設業法にもとづき、神奈川県知事の建設業許可を受けております。当社は許可の要件、及び各法令の遵守に努めていることから許可の取消事由に該当するような事実はありませんが、法令違反等による許可の取消など、不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称、所管官庁等	許認可等の内容	取得日	有効期限	法令違反等の要件及び主な許認可取消事由
建設業許可 国土交通省	一般建設業の許可 神奈川県知事許可 (般-30) 第68566号	2004年２月９日	2024年２月８日 （５年ごとの更新）	故意又は重過失による不正行為があったときは原則として営業停止処分 （建設業法第28条第１項）

② 特定事業への依存に関するリスク

当社は民間地盤沈下修正工事を核とした事業を展開しております。さらに公共事業等の新たな事業を展開中であり、収益力の分散を図っております。しかし事業環境の激変、類似工法の出現により当社工法のサービスが縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社は新たな技術や独自のノウハウを蓄積し、知的財産権として権利取得するなど法的保護に努めながら研究開発活動を推進しております。しかしながら当社の知的財産権が不正使用される可能性があることは否めず、人材移転等により技術・ノウハウが外部に流出する可能性があります。このような状況が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお当社は、本発行者情報公表日現在、以下の日本国特許8件を保有しております。

出願番号/特許番号	発明名称
特許第5227085号	地盤改良方法
特許第5813969号	土壌改良方法および緑化方法(ナテルン)
特許第6337375号	空洞充填によるトンネルの補修方法
特許第6470886号	港湾の地盤を改良する方法
特許第6543476号	布基礎の不等沈下を修正する方法
特許第6302611号	沈下した地盤上のコンクリート版を修正する方法
特許第6456556号	沈下した地盤上のコンクリート版の傾きを修正する方法
特許第6811524号	路面の不具合による車両の交通障害を応急的に解消させる方法

④ 個人情報管理によるリスク

当社は施工実施に際し、顧客、施主等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティー環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要と考えております。当社は2017年５月19日に情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格であるISO27001を取得し、個人情報のみならず、あらゆる情報資産に関して取り扱う手順がマニュアル化されており、情報管理には万全を期しております。しかしながら、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　工期に関するリスク

当社は工事の完了をもって完成工事高を計上する検収(引渡)基準としております。施工にあたっては、原則として事前調査を行い、工事の工程を計画的に管理しておりますが、当初には想定されない問題が生じ、工事の着手後に工期が延長することによって、完成工事高や利益が翌期に繰り越されるなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　農業用水路トンネルの工期に係るリスク

当社が実施している農業用水路トンネルの施工については、施工の期間が農閑期である11月から２月に限られております。工事の工程については、受注時の施工計画にもとづいて管理を行っておりますが、当社は１月決算であることから、特に11月から翌１月の施工に関し、想定されない問題が生じるなどして、工事の着手後に工期が延長した場合は、完成工事高や利益が翌期に繰り越されるなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　訴訟等に関するリスク

当社には、現段階において業績に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟や顧客との大きなトラブルなどの事実はなく、ISO9001を取得しており、施工については一定以上の品質を保つよう努めておりますが、施工に伴う訴訟等が発生した場合には、多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　環境保護に関するリスク

当社は環境に安全な完全ノンフロンの材料を使用して施工を行っているほか、より環境に配慮した企業活動に取り組むべく、ISO14001を取得し、当該規格にもとづいて環境法令遵守に努めておりますが、人為的ミスなどにより環境汚染のリスクが発生した場合には、多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　労働災害に関するリスク

当社は、経営基本理念として「健康第一・安全第一・家庭第一」を掲げていることもあり、沈下修正の工事にあたっては、危険が生じないよう、安全管理を徹底しておりますが、重大な労働災害が発生した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　新規事業について

当社は硬質発泡ウレタン樹脂の新規応用分野への研究開発に取り組み、新たな事業を開拓してまいりました。今後も研究開発には特に注力して新規事業の開拓に努めてまいります。新規事業については事業計画を十分に検討した上で実施することにしておりますが、事業計画には予想や仮説に基づく部分も存在するため、当該予想や仮説が現実と大きく違った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境等に関するリスク

①　原材料の仕入先について

当社は地盤沈下修正工事等を主たる事業としておりますが、その工事に使用する主たる原材料については、原材料を共同で開発した日本パフテム株式会社から仕入れる契約となっております。同社とは良好な関係を築いており、同社に倒産、製造中止等の事情が生じた場合は、他社に製造・販売を委託できる契約となっておりますが、当社の施工、及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②　原材料の価格について

当社の施工に使用するウレタンを構成する材料については、ナフサなど一部、市況の影響を受けるものがあります。日本パフテム株式会社からの仕入にあたり、現在は安定した取引が続いておりますが、ナフサをはじめとしたウレタンを構成する材料の需給ひっ迫等により、価格が高騰した場合には、当社仕入価格、及び利益に影響を及ぼす可能性があります。

③　取引先の信用リスクについて

取引先に関する信用力や支払条件等の厳格な審査の実施に努めるとともに、信用不安情報の早期収拾等、可能な限り信用リスクの最小化を図っておりますが、発注者、協力業者等の取引先が信用不安に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④　災害による業績変動リスクについて

地震等の災害によって道路をはじめとした社会インフラのほか、企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗や事業所、また、一般の住宅などに甚大な被害が発生した場合、一時的な復旧需要により、当社の業績に短期的に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　感染症への対策

当社は新型コロナウイルスに対しても迅速に対応し、施工トラックへマスクの配置、手指消毒、体温の測定の義務化、事務所の数か所に消毒液及び体温計の配置をしております。

施工現場では3密(密閉・密集・密接)になることは少なく、事務所勤務者へは時差出勤の推進及びアクリル板を設置しております。今後の感染症の流行にも、今までの経験を活かし迅速に対処してまいりますが、緊急事態宣言などによる県を跨ぐ移動制限などが生じた際は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　大型案件による業績変動リスクについて

当社のアップコン工法及びその応用技術を用いた工法は、民間事業、公共事業工事の両方で比較的規模の大きな案件を受注するケースがあります。

当社では、今後もこの様な規模の案件を受注する可能性があると見込んでおりますが、当社の工法は受注を受けてから完工までを短期間で施工する工法であり、期初の段階で想定できない大型案件の期中での受注の成否により、当社の業績に短期的に影響を及ぼす可能性があります。

なお、最近３期間においては第18期(2021年１月期)のみが１億円を超える案件の受注に至っております。

(3) 組織体制に関するリスク

①　特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である松藤展和は「コンクリート床スラブ沈下修正工法」に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉等、会社運営のすべてにおいて重要な役割を果たしております。

当社は今後優秀な人材を採用・育成することにより、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいりますが、何らかの事情により同人が当社から離職した場合または十分な業務執行が困難となった場合には、当社の事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

②　少人数での組織運営上のリスク

これまで、当社は少人数の組織体制で効率化を図ってまいりましたが、事業の拡大と合わせて今後積極的に優秀な人材を確保していき、組織体制をより安定させることに努めてまいります。しかし、計画通りに人材の確保が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

①　自然災害等について

当社は、有事に備え危機管理体制の整備に努め対策を講じております。しかしながら、当社が事業展開する地域において、地震等の自然災害や火災等の事故が発生した場合、当社の主要拠点等の設備が破壊的な損害を被る可能性があります。この場合は当社の操業が中断し、工事の遅延等の発生により完成工事高が低下し、主要拠点等の修復のために多額の費用を要することとなる可能性があります。

② 配当政策について

当社は、剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら経営環境の変化等に伴い業績や財政状態が悪化した場合には、当該基本方針どおりに配当を実施することができなくなる可能性があります。

③ J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、エイチ・エス証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月１日にエイチ・エス証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、エイチ・エス証券株式会社(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

（１）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後３年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、１年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日(当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)第２条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(ａ)及び(ｂ)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（２）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

（３）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（４）前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

（５）事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c　甲が、前a及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(６) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(７) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(８) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(９) 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1．甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

５ 【経営上の重要な契約等】

原材料仕入契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約 締結日	契約期間	契約内容
日本パフテム 株式会社	日本	硬質ウレタンフォームシステム原液	2008年 10月１日	書面による申出の無い限り自動更新	原材料の独占購入権の許諾
岡三リビック 株式会社	日本	硬質ウレタンフォームシステム原液	2018年 ７月１日	書面による申出の無い限り自動更新	原材料の売買基本契約

ライセンス使用及び業務提携契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約 締結日	契約期間	契約内容
Lac Viet	ベトナム (ハノイ)	ノウハウライセンス契約	2019年 11月27日	2020年１月１日 ～ 2024年12月31日	アップコン工法を使用した施工

６ 【研究開発活動】

当社は、沈下修正工事を行うと同時に、将来の新たな事業発展を目的として、複数のプロジェクト(以下、PJ)による研究開発を進めています。

現在の研究開発は、当社の技術部メンバー全員(32名)によって取り組んでおります。

なお当事業年度における主なPJは以下のとおりであり、研究開発費の総額は16,904千円となっています。

(1) 杭状地盤改良PJ

既存の建物の屋内でも施工可能な小型の機械を使用し、地盤改良を行います。具体的には地盤を掘削して杭状袋体を入れ、その袋体の中でウレタンを掘削径よりも大きく発泡させることにより、地盤の圧密強化と密着性を高めることで上載荷重を支持することを目標とします。

今年度は削孔方法を改良したことで施工効率が向上しました。また、注入方法を改良しフィールド試験を実施しました。

なお、当PJに係る研究開発費は8,757千円であります。

(2) 緑化PJ

発泡ウレタン樹脂を用いた土壌改良材を、土中に直接混ぜ込む（商品名：ナテルン）ことで、クッション性を向上させながら、植物の生育を向上させることを目的としております。

今年度は、ナテルンを混合した芝生では、夏季でも潅水頻度が極めて少ない状態でも生育可能である事が確認されました。

またナテルンの研究を応用し、植物を直接植え込む（商品名：テラタン）ことで、水槽内で植物を生育させる基盤材を新たに開発しました。今年度は販売業者や水族館と打ち合わせを行い、大阪のアクアリウム専門店（アクアリウム用品、熱帯魚、観葉植物などの販売業者）と試験販売に向けて調整しております。

なお、当PJに係る研究開発費は1,589千円であります。

(3) 応急復旧PJ

地震などの災害で、大きな段差が生じてしまった道路を、応急的に復旧する工法です。道路に発生した段差に高強度ウレタン樹脂を吹付け、表面をスロープ状に硬化させることで、段差を解消し、緊急車両等の通行を短時間で可能とすることを目的に開発しました。

今年度はスロープの形状・吹き付け方法・養生方法を確立するための実験を行い、成果が得られました。EE東北´21(展示会)にて『応急復旧工法ダンタン』を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は1,186千円であります。

(4) ブラストPJ

ウレタン生成時に第三の物質を混入させることで、生成時の科学反応熱を低く抑えることが可能となり、大規模な空洞部の充填工事が容易に行えるようになりました。昨今、道路の陥没事故が多数発生しており、道路下の空洞を充填する工法を確立するため、実験を実施しています。

今年度は注入方法を改良しました。その結果、埋設管へ影響を与えることなく空洞を充填する方法を確立しました。

なお、当PJに係る研究開発費は3,119千円であります。

(5) 電柱PJ

社会的需要の増加に対応し、自然災害対策の１つである電柱の補強について、ウレタンを使用した補強研究を継続しております。電柱内部の中空部にウレタン樹脂を充填することで電柱を倒壊しにくくすることを目的としています。

今年度は施工方法を改良し、品質が向上しました。来年度は実証実験を行い、工法を確立します。また、特許を

出願しました。

なお、当PJに係る研究開発費は2,220千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は967,993千円となり、前事業年度末に比べ120,033千円減少いたしました。これは主として現金預金の減少436,375千円、有価証券による増加247,615千円、未収還付法人税等の増加35,969千円及び未収還付消費税等の増加15,872千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は79,165千円となり、前事業年度末に比べ18,481千円減少いたしました。これは主として有形固定資産の減価償却費による減少9,156千円及び投資その他の資産の繰延税金資産の減少8,578千円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は40,725千円となり、前事業年度末に比べ163,500千円減少いたしました。これは主として未払法人税等の減少79,178千円、未払費用の減少53,977千円及び未払消費税等の減少42,826千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は3,025千円となり、前事業年度末に比べ3,025千円増加いたしました。これは繰延税金負債の増加によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,003,407千円となり、前事業年度末に比べ21,958千円増加いたしました。これは主として、当期純利益の増加37,551千円及び株主配当金の支払による減少15,592千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第３ 【事業の状況】 １ 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

このような状況のもと、当社は品質改善による顧客満足度の向上、生産性向上及び新技術の導入による収益力向上を図ってまいります。新たな設備の導入や工程の改善・管理の徹底及び安定した品質を確保し顧客満足度を向上させます。効率的な人員の配置を検討し経費削減による収益向上を図ってまいります。

(4) キャッシュ・フローの状況

「第３ 【事業の状況】 １ 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、事業運営上必要な資金を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の財源は主に営業活動によるキャッシュ・フローで生み出した資金を源泉とし、運転資金及び設備資金は主

に自己資金で賄うことを基本としております。

(5) 経営者の問題意識と今後の対応について

「第３ 【事業の状況】 ３ 【対処すべき課題】」に記載しております。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

２ 【主要な設備の状況】

2022年１月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 ・構築物	機械 ・運搬具	工具器具 ・備品	リース資産	合計	
本社 (神奈川県川崎市高津区)	本社事務所 施工設備	1,051	13,820	10,303	―	25,175	44

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額に消費税等は含まれておりません。
３．セグメント情報について、当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
４．上記本社施設を含め、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (神奈川県川崎市高津区)	本社機能	建物	229.54	14,323
本社 (神奈川県川崎市高津区)	施工機能	倉庫	254.77	5,640

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2022年１月31日）	公表日現在発行数（株）（2022年４月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,197,600	3,898,200	1,299,400	1,299,400	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	5,197,600	3,898,200	1,299,400	1,299,400	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2018年７月４日(注)	1,234,430	1,299,400	―	43,000	―	11,850

(注) 株式分割（１：20)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2022年１月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	1	―	―	15	16	―
所有株式数（単元）	―	―	―	1,670	―	―	11,324	12,994	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	12.85	―	―	87.15	100	―

(7) 【大株主の状況】

2022年１月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
松藤展和	神奈川県川崎市高津区	862,800	66.40
アクアプレコン株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口１－15－３ブランズ溝の口レジデンス1201号	167,000	12.85
松藤真弓	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
松藤花梨	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
松藤南輝	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
千家道恵	神奈川県横浜市緑区	24,000	1.85
飯塚朋子	東京都葛飾区	16,000	1.23
桑田豪	東京都新宿区	12,000	0.92
江間哲郎	東京都府中市	12,000	0.92
川口宏二	神奈川県横浜市港北区	10,000	0.77
計	―	1,283,800	98.80

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年１月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,299,400	12,994	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,299,400	―	―
総株主の議決権	―	12,994	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の処分については、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は年１回の期末配当を基本として考えており、第19期事業年度の配当につきましては、１株当たり5円としております。この結果、第19期事業年度の配当性向は17.3%となっております。

また、内部留保資金の使途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための研究開発や競争力の強化及び市場のニーズに応える体制の整備及び確立に向け有効活用してまいる所存であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)
2022年４月25日 定時株主総会	6,497	5.00

4 【株価の推移】

(1)【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年１月	2021年１月	2022年１月
最高(円)	―	―	975
最低(円)	―	―	975

(注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2.当社は2021年７月21日より東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年８月	2021年９月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年１月
最高(円)	―	―	―	―	975	―
最低(円)	―	―	―	―	975	―

(注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2.2021年８月から2021年11月まで及び2022年１月は、売買実績がありません。

５ 【役員の状況】

男性６名　女性１名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	松藤 展和	1958年５月11日生	1989年１月 トラビス・パートナーズ建築事務所(オーストラリア法人)入社日本担当部長 1998年２月 アーキプロ建築設計事務所(オーストラリア法人)設立代表取締役社長 2001年７月 メインマーク・ジャパン株式会社(現メインマーク株式会社)設立代表取締役社長 2003年６月 当社設立(2004年２月有限会社から株式会社に組織変更)代表取締役社長(現任)	(注) 3	(注) 5	862,800
取締役営業本部本部長	川口 宏二	1972年２月２日生	1995年４月 利根地下技術株式会社入社 2004年11月 当社入社 2011年２月 当社技術部副部長 2014年２月 当社技術部部長 2014年８月 当社技術部部長兼管理部部長 2017年８月 当社技術部部長 2018年５月 当社取締役技術部部長 2020年２月 当社取締役営業本部本部長(現任)	(注) 3	(注) 5	10,000
取締役管理本部本部長	和田 進一	1974年１月24日生	1992年４月 株式会社三越入社銀座店 1998年４月 株式会社三越情報サービス(出向) 2006年４月 株式会社三越本社経理部 2009年４月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス管理本部経理部(出向) 2012年４月 株式会社三越不動産経営推進部(出向) 2016年４月 ゴールドシティ株式会社入社管理部 2018年６月 当社入社経理部部長 2019年５月 当社取締役経理部部長 2020年２月 当社取締役管理本部本部長兼経理部部長(現任) 2022年１月 当社取締役管理本部本部長兼経営推進部部長(現任)	(注) 3	(注) 5	―
取締役	桑田 豪	1970年４月29日生	1997年４月 株式会社妹島和世建築設計事務所入所 2002年７月 一級建築士事務所桑田豪建築設計事務所設立(現任) 2003年４月 京都造形芸術大学非常勤講師 2006年１月 当社取締役(現任) 2006年４月 明治大学非常勤講師 2008年９月 日本大学非常勤講師 2010年４月 熊本県立大学准教授 2014年４月 武蔵野美術大学非常勤講師	(注) 3	(注) 5	12,000
常勤監査役	飯塚 朋子	1967年８月12日生	1992年２月 西村眞田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 1998年１月 天川司法書士事務所入所 1998年８月 笠原国際法律事務所入所 2002年１月 司法書士飯塚事務所開設 2006年１月 当社監査役(現任)	(注) 4	(注) 5	16,000
監査役	江間 哲郎	1959年４月20日生	1985年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1989年10月 藤和不動産株式会社入社 1992年10月 森田公認会計士事務所(現森田会計事務所)入所(現任) 2004年２月 当社監査役(現任)	(注) 4	(注) 5	12,000

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	俣野 和仁	1984年５月２日生	2013年２月 有限責任あずさ監査法人入所 2017年７月 当社監査役(現任) 2017年８月 俣野公認会計士事務所設立代表(現任) 2018年４月 Blue Works株式会社設立取締役(現任) 2018年９月 Blue Works Accounting株式会社代表取締役(現任) 2018年12月 税理士法人Blue Works Tax社員(現任) 2021年４月 南富士有限責任監査法人代表社員(現任) 2021年12月 ネットスマイル株式会社非常勤監査役(現任)	(注)４	(注)５	―
計						912,800

(注) １．取締役　桑田豪氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役　飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏及び監査役俣野和仁氏は、会社法第２条16号に定める社外監査役であります。
３．取締役の任期は2021年４月26日の定時株主総会終結の時から2023年１月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は2021年４月26日の定時株主総会終結の時から2025年１月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．2022年１月期における役員報酬の総額は、87,600千円を支給しております。
６．千家道恵氏は、2022年１月31日付にて取締役を辞任いたしました。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「健康第一・安全第一・家庭第一」を基本理念としコーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

ａ．会社の機関の基本説明

イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役４名で構成しており、月１回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ．監査役会

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則、毎月１回開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況及び監査結果等の検討等、監査役相互間の情報共有を図っております。

また、監査役は取締役会その他重要な会議に参加するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っており、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ．経営会議

代表取締役社長及び取締役、各部部長をメンバーとする経営会議を毎月定例会議１回、その他必要に応じ臨時会議を都度実施しております。取締役会の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要議題について幅広く協議し、必要に応じて取締役会へ方針や施策等を具申しております。

取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能と経営会議メンバーによる業務執行機能を明確に分離し、機動的で迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

【当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図】

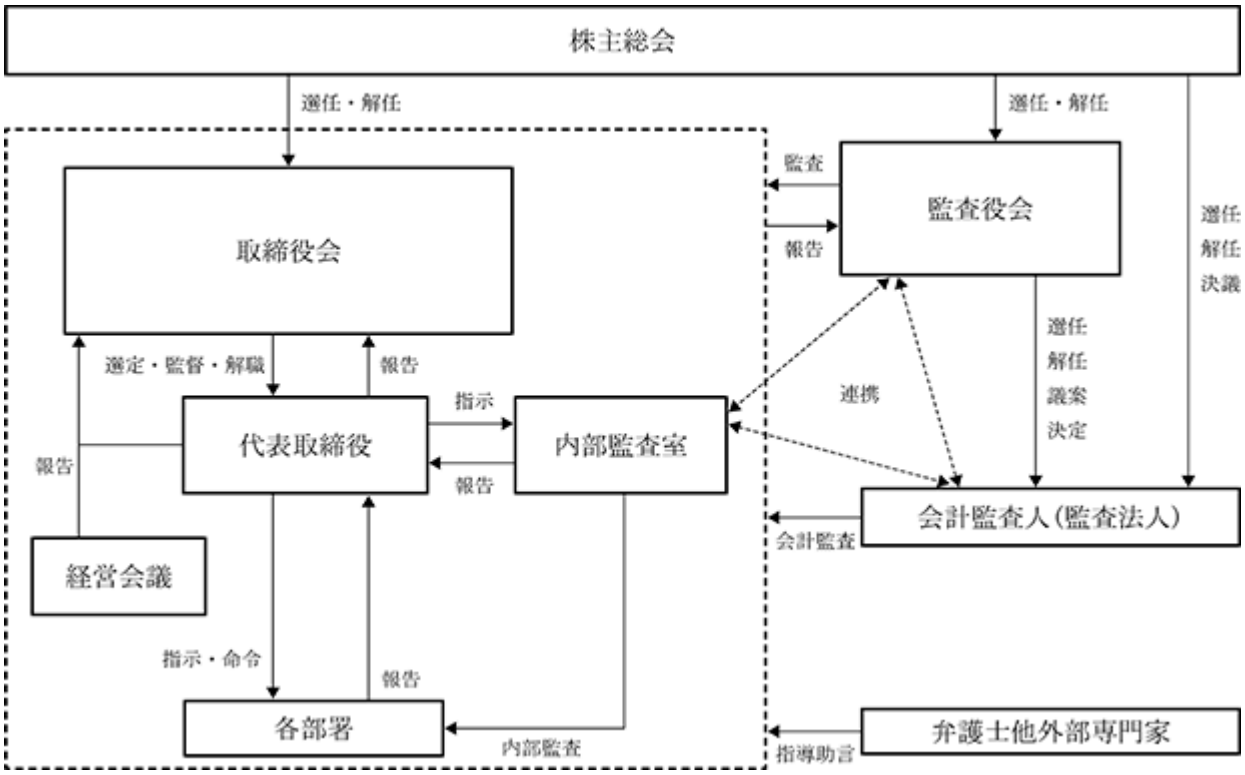

b．当該体制を維持する理由

当社の取締役は、取締役４名中１名が社外取締役であります。社外取締役を取締役会の議長とし、各業務執行取締役から毎月１回以上の取締役会への報告を通じて、業務執行における適正性及び効率性の確保に努め、相互に監督がなされる体制となっております。

また、当社の監査役会は３名の社外監査役で構成されており、各監査役は内部監査室や会計監査人と連携し、取締役の職務執行状況を厳正にチェックしております。

上記のことから経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると判断し、当該体制を採用しております。

c．内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

１．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。

(2) 文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

２．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、多用なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

３．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。

(2) 職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

４．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員が共有すべき「経営理念」、「経営方針」、「クレド」を制定し、法令等の遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。

(2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」を始めとする社内諸規程に従い、重要事項を決定するとともに、法令等遵守の状況に関する報告体制を確立する。

(3) 「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を定め、管理部を統括部署として、経営会議が適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。

(4) 社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規定の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(5) 財務に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制の充実を図る。

(6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察などの外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。全役職員の行動規範として「反社会的勢力対応規程」を制定して徹底を図る。

(7) 法令・定款・社内諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、社内に内部通報窓口を設けるとともに、社外窓口も設置する。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。

６．監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(2) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

・監査役から要請のあった全ての会計に関する情報

・監査役から要請のあった全ての業務に関する情報

(3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、またはそのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとする。

８．当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとする。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することにする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(2) 監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(3) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性を確保する。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査室を設置しコンプライアンスやリスク管理体制を監査する内部監査人２名を配し、社内規程の整備及びその遵守状況を監査して、結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査の状況については内部監査室室長が毎月の取締役会でも報告を行っております。

監査役監査は３名の監査役で行っております。当社の監査役は財務・会計・企業法務等相当程度の知見を有する者をそれぞれ選任し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

内部監査及び監査役監査は、定期的に会合を開催し、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査人が参加の上、三者ミーティングを定期的に開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営会議が各部門に対しリスクヒヤリングを実施し、リスクの見直し及びリスクの軽減化を図るとともに、リスク発生時に迅速に対応できるよう管理体制の整備に努めております。

損失の危険が発生した場合は、危険の内容及び損失の程度等について、直ちに取締役会、代表取締役社長、監査役に通報される体制をとっております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

本発行者情報公表日現在において、当社は社外取締役を１名、社外監査役を３名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

社外取締役桑田豪は、建築設計の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的かつ公正な立場から経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。なお、同氏は当社株式を12,000株所有しておりますが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役飯塚朋子は、司法書士資格保有者としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。なお、同氏は当社株式を16,000株所有しておりますが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役江間哲郎は、会計税務の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社と税務顧問契約を締結している会計事務所に所属しており、2015年１月まで同事務所において当社を担当しておりましたが、2015年２月以降は同事務所では同氏以外の者が当社を担当しております。また、同氏は当社株式を12,000株所有しております。これら以外には、同氏は当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役俣野和仁は、公認会計士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえて個別に判断し、客観的に独立性の高い社外役員を選任しております。

⑥　役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	73,200	73,200	―	―	―	4
監査役（社外監査役を除く）	―	―	―	―	―	―
社外役員	14,400	14,400	―	―	―	4

（注）　役員ごとの報酬等の総額につきましては、１億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員報酬規程を定め、取締役の報酬は株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会で配分方法の取扱いを協議した上で代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬は株主総会で決定する報酬総額の限度内で、各監査役の個別報酬額を監査役の協議により決定しております。

⑦　会計監査の状況

当社は、みおぎ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

みおぎ監査法人

ａ．業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員　業務執行社員：山田将文　高野将一

（注）　継続監査年数は、全員７年を超えておりませんので記載を省略しております。

ｂ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士４名、その他―名

⑧　取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩　中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年７月31日を基準日として、中間配当をする事ができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫　取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑬　取締役、監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑭　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(2)　【監査報酬の内容等】

①　【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	12,000	―
計	12,000	―

②　【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③　【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６ 【経理の状況】

１ 【財務諸表の作成方法について】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第２条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しています。

(2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２ 【監査証明について】

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度(2021年２月１日から2022年１月31日まで)の財務諸表について、みおぎ監査法人により監査を受けております。

３ 【連結財務諸表について】

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	955,670	519,295
受取手形	7,588	12,341
完成工事未収入金	107,005	76,342
有価証券	―	247,615
未成工事支出金	―	34,049
材料貯蔵品	7,882	11,306
前払費用	5,370	11,516
その他	4,509	55,526
流動資産合計	1,088,027	967,993
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2,891	2,891
減価償却累計額	△1,596	△1,839
建物・構築物（純額）	1,294	1,051
機械・運搬具	131,380	130,868
減価償却累計額	△111,620	△117,047
機械・運搬具（純額）	19,759	13,820
工具器具・備品	48,358	48,358
減価償却累計額	△35,079	△38,054
工具器具・備品（純額）	13,278	10,303
有形固定資産合計	34,332	25,175
無形固定資産		
ソフトウェア	―	686
特許権	262	135
無形固定資産合計	262	821
投資その他の資産		
破産更生債権等	81	―
長期前払費用	480	305
差入保証金	22,452	21,678
保険積立金	31,444	31,098
繰延税金資産	8,578	―
その他	95	85
貸倒引当金	△81	―
投資その他の資産合計	63,051	53,167
固定資産合計	97,647	79,165
資産合計	1,185,674	1,047,159

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年１月31日）	当事業年度 （2022年１月31日）
負債の部		
流動負債		
工事未払金	5,354	15,776
未払金	5,464	8,449
未払費用	63,611	9,634
未払法人税等	79,278	100
未払消費税等	42,826	―
未成工事受入金	―	3,938
預り金	6,752	2,827
前受金	937	―
流動負債合計	204,225	40,725
固定負債		
繰延税金負債	―	3,025
固定負債合計	―	3,025
負債合計	204,225	43,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	11,850	11,850
資本剰余金合計	11,850	11,850
利益剰余金		
利益準備金	1,890	1,890
その他利益剰余金		
別途積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	918,708	940,667
利益剰余金合計	926,599	948,557
株主資本合計	981,449	1,003,407
純資産合計	981,449	1,003,407
負債純資産合計	1,185,674	1,047,159

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
売上高		
完成工事高	910,653	670,314
兼業事業売上高	3,705	3,125
売上高合計	914,358	673,439
売上原価		
完成工事原価	359,247	297,847
売上原価合計	359,247	297,847
売上総利益		
完成工事総利益	551,405	372,467
兼業事業総利益	3,705	3,125
売上総利益合計	555,111	375,592
販売費及び一般管理費		
役員報酬	83,550	87,600
従業員給料手当	113,604	75,950
賞与	3,879	―
法定福利費	16,641	18,390
福利厚生費	1,429	4,540
修繕維持費	24	205
事務用品費	2,665	799
通信交通費	13,078	20,684
動力用水光熱費	596	647
調査研究費	13,896	18,287
広告宣伝費	24,898	29,472
交際費	172	398
寄付金	42	21
地代家賃	15,669	15,623
減価償却費	798	686
租税公課	877	896
保険料	1,602	1,533
雑費	26,651	44,601
販売費及び一般管理費合計	320,077	320,340
営業利益	235,033	55,251
営業外収益		
受取利息及び配当金	48	480
助成金収入	13,976	226
その他	1,665	0
営業外収益合計	15,690	706
営業外費用		
有価証券評価損	―	2,385
固定資産除却損	84	―
その他	41	141
営業外費用合計	125	2,526
経常利益	250,597	53,431

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
特別利益		
その他	―	285
特別利益合計	―	285
税引前当期純利益	250,597	53,716
法人税、住民税及び事業税	80,800	4,560
法人税等調整額	△11,242	11,604
法人税等合計	69,557	16,165
当期純利益	181,040	37,551

【完成工事原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日) 金額(千円)	構成比 (%)	当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日) 金額(千円)	構成比 (%)
Ⅰ　材料費		81,214	22.6	68,432	23.0
Ⅱ　労務費		111,156	30.9	152,495	51.2
(うち労務外注費)		(―)	(―)	(―)	(―)
Ⅲ　外注費		―	―	―	―
Ⅳ　経費		166,877	46.5	76,920	25.8
(うち人件費)		(―)	(―)	(―)	(―)
合計		359,247	100.0	297,847	100.0

(注)　原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	744,165	752,055	806,905	806,905
当期変動額									
剰余金の配当						△6,497	△6,497	△6,497	△6,497
当期純利益						181,040	181,040	181,040	181,040
当期変動額合計	―	―	―	―	―	174,543	174,543	174,543	174,543
当期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,708	926,599	981,449	981,449

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,708	926,599	981,449	981,449
当期変動額									
剰余金の配当						△15,592	△15,592	△15,592	△15,592
当期純利益						37,551	37,551	37,551	37,551
当期変動額合計	―	―	―	―	―	21,958	21,958	21,958	21,958
当期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	940,667	948,557	1,003,407	1,003,407

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	250,597	53,716
減価償却費	14,745	8,597
受取利息及び受取配当金	△48	△480
助成金収入	△13,976	△226
有価証券評価損	―	2,385
売上債権の増減額（△は増加）	△10,810	25,911
たな卸資産の増減額（△は増加）	14,528	△37,473
仕入債務の増減額（△は減少）	△8,075	10,421
未収還付消費税等の増減額(△は増加)	―	△15,872
未払金の増減額（△は減少）	32,731	2,985
未払費用の増減額（△は減少）	35,433	△53,977
未払消費税等の増減額（△は減少）	―	△42,826
その他	8,095	△4,667
小計	323,222	△51,506
利息及び配当金の受取額	15	206
助成金の受取額	13,976	226
法人税等の還付額	24,508	―
法人税等の支払額	△1,521	△119,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	360,200	△170,782
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	―	△250,000
有形固定資産の取得による支出	△2,494	―
定期預金の預入れによる支出	△100,000	―
定期預金の払戻による収入	―	100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△102,494	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△494	―
配当金の支払額	△6,497	△15,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,991	△15,592
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	250,714	△336,375
現金及び現金同等物の期首残高	604,956	855,670
現金及び現金同等物の期末残高	※ 855,670	※ 519,295

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法

2　デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

3　たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金　　個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 材料貯蔵品　　先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年４月１日以後取得の建物・附属設備・構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物　　８年～10年
機械・運搬具　　２年～12年
工具器具・備品　　２年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)　　５年(社内における利用可能期間)
特許権　　３年～８年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

7　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8　その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額)－千円(繰延税金負債相殺前811千円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、企業分類の妥当性の判断、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収可能性があると判断した範囲内で計算しております。

繰延税金資産の回収可能性は、近い将来における経営環境の著しい変化の有無の判断、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度とスケジューリングに依存し、その基となる将来の経営計画や企業分類の前提とした条件や仮定には不確実性が伴います。

将来の経営計画の重要な仮定は、売上高であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、収束時期が未だ不透明な状況であることから、当社は、当該影響が翌事業年度までは継続するものとして会計上の見積りを行っております。

これらの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会)
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日　企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年１月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会)
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号　2019年７月４日　企業会計基準委員会)
・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会)
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日　企業会計基準委員会)
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2023年１月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度(自2020年２月１日　至2021年１月31日)において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額（△は増加）」、「その他資産の増減額（△は増加）」、「預り金の増減額（△は減少)」、及び「前受金の増減額（△は減少）」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度(自2021年２月１日　至2022年１月31日)においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額（△は増加）」に表示していた4,991千円、「その他資産の増減額（△は増加）」に表示していた372千円、「預り金の増減額（△は減少)」に表示していた6,352千円、及び「前受金の増減額（△は減少）に表示していた△3,705千円は、「その他」として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症については不透明であり、かつ経済活動への影響を予想することがきわめて困難な状況にあります。当社の事業におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度までは継続すると踏まえ会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点での当社が独自情報に基づいたものであるため、不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大状態や経済環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼし、当社の財務状況及び経営成績にさらに影響を及ぼす可能性があります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,299,400	―	―	1,299,400
合計	1,299,400	―	―	1,299,400
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年４月24日定時株主総会	普通株式	6,497	5	2020年１月31日	2020年４月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年４月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,592	12	2021年１月31日	2021年４月27日

当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,299,400	―	―	1,299,400
合計	1,299,400	―	―	1,299,400
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

2　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月26日定時株主総会	普通株式	15,592	12	2021年1月31日	2021年4月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,497	5	2022年1月31日	2022年4月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

	前事業年度 (自　2020年2月1日 至　2021年1月31日)	当事業年度 (自　2021年2月1日 至　2022年1月31日)
現金預金勘定	955,670	519,295
預入期間が3ケ月を超える定期預金	△100,000	―
現金及び現金同等物	855,670	519,295

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デリバティブ取引は、一時的な余資の効率的な運用を図るために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。

有価証券は、債券等であり発行体の信用リスクに晒されております。なお、有価証券には、組込デリバティブを含む複合金融商品が含まれております。これは格付けの高い債券で、元本の安全性を重視し、商品特性を理解のうえ、その他有価証券として保有しておりますが、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、回収までの期間を概ね短期に設定しております。信用リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

また有価証券については、格付けの高い金融機関とのみ取引を行うことで、信用リスクを軽減しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金がある場合、支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利による調達を行っております。また、有価証券については、定期的に時価等を把握しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に従い管理部が行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2021年１月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	955,670	955,670	―
(2) 受取手形	7,588	7,588	―
(3) 完成工事未収入金	107,005	107,005	―
(4) 破産更生債権等	81		
貸倒引当金　※１	△81		
	―	―	―
資産計	1,070,265	1,070,265	―
(1) 工事未払金	5,354	5,354	―
(2) 未払金	5,464	5,464	―
負債計	10,818	10,818	―

※１　破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預金　(2) 受取手形　(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1) 工事未払金　(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(2022年１月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	519,295	519,295	―
(2) 受取手形	12,341	12,341	―
(3) 完成工事未収入金	76,342	76,342	―
(4) 有価証券　※	247,615	247,615	―
資産計	855,593	855,593	―
(1) 工事未払金	15,776	15,776	―
(2) 未払金	8,449	8,449	―
負債計	24,225	24,225	―

※　組込デリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預金　(2) 受取手形　(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

負　債

(1) 工事未払金　(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
差入保証金	15,067	15,067

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローの予測が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注３) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年１月31日)

(単位:千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金預金	955,670	―	―	―
受取手形	7,588	―	―	―
完成工事未収入金	107,005	―	―	―
合計	1,070,265	―	―	―

当事業年度(2022年１月31日)

(単位:千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金預金	519,295	―	―	―
受取手形	12,341	―	―	―
完成工事未収入金	76,342	―	―	―
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	47,615	―	―	―
合同運用指定金銭信託	200,000	―	―	―
合計	855,593	―	―	―

(有価証券関係)

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	―	―	―
②債券	―	―	―
③その他	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②債券	47,615	50,000	△2,385
③その他	200,000	200,000	―
小計	247,615	250,000	△2,385
合計	247,615	250,000	△2,385

(注)債券には組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価差額は損益計算書に計上しております。

(税効果会計関係)

１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	27	―
有価証券評価損	―	811
未払事業税	8,550	―
繰延税金資産合計	8,578	811
繰延税金負債		
未収事業税	―	△3,837
繰延税金負債合計	―	△3,837
繰延税金資産(負債)の純額	8,578	△3,025

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
法定実効税率	34.0％	34.0％
(調整)		
住民税均等割等	0.1	0.4
中小法人の軽減税率	△0.4	△2.1
評価性引当額の増減	―	0.5
法人税等の特別控除	△5.2	△2.4
その他	△0.7	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8	30.1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
東亜道路工業㈱	270,000	沈下修正事業

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
クレハ錦建設㈱	91,841	沈下修正事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員および個人主要株主等

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	松藤展和	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接66.40	債務被保証	仕入債務に対する被債務保証(※)	73,080	―	217

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、一部の仕入先に対する仕入債務につき、当社代表取締役松藤展和より債務保証を受けております。なお、当該債務保証に対して保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日)	当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日)
１株当たり純資産額	755.30円	772.21円
１株当たり当期純利益金額	139.32円	28.90円

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日)	当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日)
当期純利益金額(千円)	181,040	37,551
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	181,040	37,551
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400	1,299,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	期限前償還条項付・株価指数リンク債	50,000	47,615
		小計	50,000	47,615
計			50,000	47,615

【その他】

銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	合同運用指定金銭信託	―	200,000
		小計	―	200,000
計			―	200,000

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物・構築物	2,891	—	—	2,891	1,839	243	1,051
機械・運搬具	131,380	—	512	130,868	117,047	5,924	13,820
工具器具・備品	48,358	—	—	48,358	38,054	2,974	10,303
有形固定資産計	182,629	—	512	182,117	156,941	9,141	25,175
無形固定資産							
ソフトウェア	—	823	—	823	137	137	686
特許権	459	—	161	298	162	126	135
無形固定資産計	459	823	161	1,122	300	264	821

(注)　当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
・ソフトウェア　会計ソフトネットワーク　823千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金	81	—	81	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)　【主な資産及び負債の内容】

①　現金預金

(単位:千円)

区分	金額
現金	—
預金	
普通預金	229,204
定期預金	290,090
合計	519,295

② 受取手形

相手先別内訳

（単位：千円）

相手先	金額
常盤工業㈱	10,230
綿半ソリューションズ㈱	2,111
合計	12,341

期日別内訳

（単位：千円）

期日	金額
2022年４月15日	9,240
2022年５月15日	990
2022年５月31日	2,111
合計	12,341

③ 完成工事未収入金

相手先別内訳

（単位：千円）

相手先	金額
㈲八木組	38,500
㈱エスワイシー	11,000
㈱渡辺建設	8,250
㈱アキヤマ	5,137
松山建設㈱	4,400
その他	9,055
合計	76,342

④　工事未払金

相手先別内訳

（単位:千円）

相手先	金額
日本パフテム㈱	5,991
岡三リビック㈱	1,353
赤帽ハッスル運送	1,065
ニッポンレンタカー㈱	904
㈱MonotaRO	717
その他	5,744
合計	15,776

⑤　未払金

相手先別内訳

（単位:千円）

相手先	金額
みおぎ監査法人	2,654
アメリカン・エキスプレス・ジャパン㈱	1,132
㈱キーワードマーケティング	716
辻田特許事務所	498
㈱ラスマイル	297
その他	3,150
合計	8,449

(3)　【その他】

該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年２月１日から翌年１月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	毎年１月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年７月31日 毎年１月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.upcon.co.jp
株主に対する特典	なし

（注）当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月25日

アップコン株式会社

取締役会　御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山田将文

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高野将一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2021年２月１日から2022年１月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップコン株式会社の2022年１月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上